

審議の進め方等について
(案)

- 我が国の都市をめぐる状況の変化を多角的に把握しつつ、今後における都市政策の基本的な課題と方向について、当面、各委員より専門的見地からの意見の聴取等を行いつつ、審議を進める。
- 必要に応じ、委員等以外の有識者を小委員会に招いて意見聴取等を行う。
- 今回の第1回小委員会の開催から概ね1年後に結論を得ることを目途として検討を行う（月1回程度の開催）。
- 検討の結果は、社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会長に対して報告し、当該部会における今後の審議の参考に供するものとする。